

2024年度 神戸市中小企業DXリーダー人材育成事業業務委託仕様書

1 業務名

神戸市中小企業DXリーダー人材育成事業業務

2 履行期間

契約締結の日から 2025年3月31日まで

3 神戸市中小企業DXリーダー人材育成事業の目的・概要

市内中小企業のDX推進を加速するため、経営課題を把握しプロジェクトを進行するビジネススキルやITスキルの習得講習、企業の状況に応じたテーマ別勉強会を通じて、企業内でDXを推進する役割を担うDXリーダー育成を支援する。

ここでいう、DXリーダーとは、企業内でDXを推進するプロジェクトリーダーとして、事業とテクノロジーを結びつける「翻訳者」となれる人材を言う。現場で起きている課題に気づき、さらにその解決策を発想し、それを社内で自ら実行できる人材の育成を目指す。

4 本業務の進め方・考え方

(1) 市内中小企業に寄り添った内容とすること

- 各企業の課題は、個別に異なる性質のものであることに十分配慮すること。
- 神戸市中小企業DXお助け隊との連携を図り、常時、市内中小企業や業界団体の状況やニーズを把握し、市とも協議のうえ、業務を進めること。
- 企業の状況に応じた支援内容を実現するため、適材適所な人材を配置すること。

(2) 成果が出るまでの計画策定と計画統制

- 参画企業において、支援を受けてから成果が出るまでのプロセスを考慮した業務とすること

(3) 神戸市中小企業DXお助け隊事業（以下「お助け隊事業」という。）との連動性

- 主な参画企業は、お助け隊事業の伴走支援を受ける企業であると考えられるため、支援の進捗や企業の状況について相互に情報共有を行うこと。

5 業務内容

市内中小企業を対象に、以下3点を実施すること。

(A) 社内DXプロジェクトを進める”プロジェクトリーダー“の育成に向けた研修会・勉強会

DXにおいて最も重要な「経営課題を的確に把握し解決に導くスキル」を習得するための研修会・勉強会を実施すること。

(B) 企業DXを進めるうえで必要なITスキル習得に向けた研修会・勉強会

DX推進のために最低限必要なITスキルを習得するための研修会・勉強会を実施すること。経営課題との紐づけを中心とした研修会・勉強会とすること。

また、知識のインプットにとどまらず、ワークショップ等のアウトプットも含めた「実践力」を高める研修・勉強会とすること。

(C) 参画企業のモチベーションを高めるコンソーシアム活動

プロジェクトに参加している企業（以下「参画企業」という。）が、途中で離脱せずに最後ま

でプロジェクトを遂行できるよう、企業同士の良好な関係構築や共通の目標に向かって協力する一体感を創出するためのコンソーシアム活動を実施すること。

※各業務の仕様は、市の要求水準を示すものであり、提案事業者の創意工夫によりこれらと同等、またはそれ以上の効果が確実に見込まれる場合には、提案事業者提出の「企画提案書」により提案することを妨げるものではない。

※以下、(A)～(C)及び事業者提案業務を「プログラム」という。

6 業務内容の詳細

(1) 実施内容

① 時間設定

- ・5. 業務内容 (A)～(C)について、少なくとも合わせて20時間の計画を立てて、実行すること。
- ・プログラムの詳細については、企画提案書に明記すること。

② 企業の費用負担

- ・企業内の人材育成事業という観点から、参画企業に費用負担を求めるこ。
- ・神戸市への歳入としては、参加人数1名につき25,000円（税込）とし、収納方法については市と協議のうえ決定すること。

③研修会・勉強会への参加者

- ・参画企業と協議のうえ決定すること。
- ・企業の経営層ではなく、各企業の業務・方針を理解し、デジタルを活用して事業展開や業務効率化等を実際に進めることができる職位の者を想定すること。

④ 実施時期

- ・契約締結後、速やかに業務計画をたて、2024年11月末までには参画企業を確定すること。
- ・プログラムは、2025年3月末までに実施すること。
- ・市と協議のうえ決定すること。

⑤ その他

- ・5. 業務内容 (A)～(C)以外の活動で、本事業の目的に資する取り組みがある場合には、企画提案書により提案すること。

(2) 実施手法

① 相談窓口

- ・参画企業から実施プログラムに関する問い合わせ・相談・申込を受ける窓口を設置すること。
- ・設置時期は、参画企業の募集開始～2025年3月末までとする。

② 参画企業の募集

- ・提案事業者が募集すること。
- ・定員に達するよう、プログラムの周知・広報に努めること。
- ・募集方法については、神戸市中小企業DXお助け隊と連携し、市と協議のうえ決定すること。

③ 人員配置

- ・市や参画企業の要望に柔軟に対応できるよう、十分な人員を配置すること。

- ・研修の講師等、本業務の根幹に関わる者については、提案企画書にて具体名を提案すること。
 - ・市と協議のうえ決定すること。
- ④ 参画企業及び参加者へのサポート
- ・参加者が、滞りなくプログラムを受けられるようサポートを行うこと。
- ⑤ 関連団体との意見交換等に関する調整
- ・本業務に関して、神戸市機械金属工業会、兵庫工業会、兵庫県中小企業家同友会等の関連団体から意見交換を求められた場合は、資料等を準備したうえで出席すること。

(3) 神戸市中小企業DXお助け隊事業における展開

①事例報告会（成果報告会）での展開

- ・神戸市中小企業DXお助け隊事業において、年度末等に実施する報告会にて、提案事業者並びに参画企業から、本業務に関する報告を求めるこことする。

②その他事業での展開

- ・神戸市中小DXお助け隊事業の発展のため、市から指示があった場合は、弾力的に対応を行うこと。

(4) 次年度の展開に向けた調査

本業務の次年度の展開に向けた調査を行うこと。

- ① 参画企業に対して、絶えず企業の生の声として企業状況や要望についてヒアリングを行うこと。
- ② プログラムの実施結果を踏まえて、参画企業や参加者にとって有意義な実施プログラムが何かを分析すること。

7 次年度事業業務への引継ぎ

次年度の受託事業者が適切に業務を実施できるよう、実績の分析・引継書の作成を行うこと。

8 事業KPIの設定

参画企業数 20社

9 業務完了報告書

(1) 月次報告書

【提出物】月次報告書 データ 体裁A4版

【納期】翌月末日

(2) 業務報告書

【提出物】業務完了報告書 データ 図書の体裁A4版

【納期】2025年3月31日（日曜）

10 業務上の留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、本業務に適用される範囲で、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- (2) 受託業務の遂行にあたり、知り得た個人情報および秘密事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である市が提供する資料等を、開示することを委託者に通知することにより委託者の承諾を得た場合を除き、第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (3) 委託業務の履行における知的財産権の取り扱いは委託契約約款を遵守すること。なお、成果物に受託者および第三者が従前から保有する権利（写真やイラストを含みこれらに限らない。）が含まれる場合、それらの権利は受託者および第三者に留保する。受託者は知る範囲で委託者による成果物の利用が第三者の権利を侵害ないよう第三者の権利にかかる著作物等の利用許諾等の手配を行う。ただし、委託者が選定した委託先や権利物についてはこの限りではない。
- (4) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をしてこれを処理すること。
- (5) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (6) 受託者の責により上記の留意事項に従わず、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じた時には、受託者の責任割合に応じた範囲で自己費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ受託者の責により委託者に何らかの損害を与えた時あるいは本業務委託契約に違反した時には、責任割合に応じた範囲でその損害を賠償するものとする。
- (7) 本業務委託の委託費用には、支援体制の整備に係る人件費の他、市が業務に必要と認める経費を含むものとする。事前に相談のない経費については、受託者で負担するものとする。
- (8) 業務の再委託について、受託者は、業務の再委託を行う場合は、委託者および受託者の協議のうえ、事前に、再委託先に関する情報（再委託する業務内容・再委託先の事業形態）を合理的な範囲で開示し、本市に対し書面（電子メール等の電磁的記録を含む）による通知するまたは承諾を得る必要がある。ただし、業務遂行にあたり、適宜協議のうえ必要かつ軽微とされる再委託をすることに関しては、再委託する業務内容を委託者に通知のうえ委託者の承諾を得た場合、省略することができる。なお、再委託を行う場合は、本業務の全部又は本業務の統括業務の再委託は行わないものとする。また、元企業の活用に取り組むとともに、「再委託先を必要とする場合には可能な限り地元企業に発注するように配慮すること。
- (9) 受託者の責めに帰すことのできない事態の発生による履行遅延または履行不能については、受託者はその責を免れ、委託者は受託者に対し、受託者の業務進捗部分に応じた経費（準備人件費・印刷制作費など）を遅滞なく支払うものとする。また、委託業務にITシステム等の活用（オンライン開催利用その他の外部サービスの利用など）を含む場合、受託者は、当該ITシステム等に起因する障害その他ITシステム等の支障による不履行の責を負わず、受託者はITシステム等の環境利用に商業上合理的な努力を払うものとする。
- (10) 業務遂行にあたり、必要であると認められる場合、委託者と受託者で協議し、監査の内容等合意した範囲で、委託者は受託者の監査を行うことができる。なお、委託者は受託者の事務所内規則を遵守するものとする。また、委託者は受託者と協議のうえ、受託者再委託先の監査を受託者に行わせ、その報告を受けることができる。

- (11) 暴力団等の排除について、業務委託約款 32 条に沿うものとし、受託者の再委託先が暴力団等に該当する恐れがある場合、委託者の求めに応じ、受託者は再委託先との契約の解除その他必要な措置を遅滞なく講じなければならず、これに反した場合、委託者は本業務にかかる契約を解除できる。
- (12) 本留意事項の特則につき、本業務において委託者と受託者間の他の定めによる疑義が生じた場合は、委託者と受託者が本留意事項をもとに協議により決定する。

11 問い合わせ先

住 所 : 〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局工業課 担当：正木・加藤

電 話 : 078-984-0340

電子メールアドレス : kogyoka@office.city.kobe.lg.jp